

法制だより

第2号

令和3年9月5日発行

発行者
(公社)愛媛県鍼灸マッサージ師会
〒791-8032
松山市南斎院町951番地11
TEL/FAX 089-974-1219
E-mail : ehimekenshikai@e-ahaki.com
https://ehime.e-ahaki.com
会長 佐藤佳孝 法制部長 浦川武之

この「法制だより」は、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師(以下「あはき師」と記載)に係わる法律について、国家資格免許者として法律を遵守し、受療者、施術者へ安全な施術に繋がっていくことを再認識していただく為に作成しています。

○発行にあたって 法制部長 浦川武之

先日、事務所にある自治体から、一般ごみに混ぜられた廃棄鍼があったという連絡を受けました。それを協会の方で周知し今後その様なことが無いように、と口頭で求められる事例がありました。本会の会員と決めつけられたのではありませんが、本会ではこれまでも廃棄鍼については業者を紹介し、正しく処理をしていただいていた経緯があります。

しかしながら会員でなくてもその行為に至った鍼灸師がいた事実は、医療の一助として活動している“あはき師”の考えからは逸脱すると思います。今一度、廃棄鍼に関して正しく購入し、正しく廃棄する。その流れを高い認識に基づき今後の施術にあたっていただけるようお願い申し上げます。最後に状況報告の義務も記載していますのでお読み下さい。

○感染性廃棄物について考える 会長 佐藤佳孝

はり師が扱う”鍼”は、”感染性廃棄物”となり廃棄するには県の認可を受けた処理事業者に委託しなければなりません。感染性がなくとも、廃棄するには一般のごみと同じで、どこにでも捨てるわけにはいきません。ごみも法律によって処理の方法が義務付けられており、県や自治体は法律を遵守して処分を行うことで、私達の環境を守り生活の安全を保っています。法律を守らなければ罰則が設けられていますので処分には充分ご注意ください。

今回は、学校協会が編集した関係法規にも少ししか取り上げられていない廃棄物の法律について、平成30年3月、環境省から発出された“感染性廃棄物処理マニュアル”に基づき下記の法律、政令、省令を見ていきます。

【参照した文献】

1. 「廃棄物処理法に基づく 感染性廃棄物処理マニュアル」平成30年3月 環境省 環境再生・資源循環局（以下「環境省マニュアル」）
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「法律」）
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（以下「施行令」）
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）（以下「規則」）

※環境省マニュアルは、法律内の多種に亘る廃棄物の中から、特に感染性廃棄物を適正に処理するための解釈を記載しています。

豆知識 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 略称法令名：ごみ処理法、廃棄物処理法、廃掃法

○効力(優劣関係) 憲法 > 条約 > 法律 > 政令 > 内閣官房令 = 内閣府令 = 復興庁令 = 省令 = 外局の規則(規則・庁令) > 各地方自治体の条例 > 地方公共団体の規則

第一章 総則
(目的)
第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
(参照)法律第1条

法律第1条では国民が廃棄物に対して守るべき目的を示しています。
次に鍼灸院は感染性廃棄物を排出する事業所にあたるかを法律、施行令、規則から考えます。その後、法律第1条に記載の分別、保管、収集、運搬、処分について順に記載します。尚、「っ」の促音は法律に記載のまま大文字で表記しています。

(定義)
第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
 - 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
 - 二 輸入された廃棄物(中略)
- 5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 6 (中略)

(参照)法律第2条

記載の「その他政令で定める特別管理一般及び産業廃棄物」とは、次の別表になります。

別表第一(第一条、第二条の四関係)

一 三	(省略)	(省略)
四	イ 病院 ロ 診療所 ハ 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項に規定する衛生検査所 ニ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設 ホ 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院 ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体(以下この項において「感染性病原体」という。)を取り扱う施設であつて、 <u>環境省令で定めるもの</u>	感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。以下同じ。)であつて、別表第二の下欄に掲げるもの以外のもの

別表第二(第二条の四関係)

別表第一の四の項の中欄に掲げる施設	感染性廃棄物であつて、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず又は <u>第二条第六号、第七号若しくは第十三号</u> に掲げる廃棄物(事業活動に伴つて生じたものに限る。)であるもの
-------------------	---

(参照)施行令別表第一、第二

別表第二記載の第二条第六号は「金属くず」、第七号は「ガラスくず等」、第十三号は「燃え殻、汚泥、廃油等」です。

別表第一記載の環境省令で定める施設は以下です。

- 7 令別表第一の四の項の環境省令で定める施設は、次のとおりとする。
 - 一 助産所
 - 二 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設
 - 三 国又は地方公共団体の試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。)
 - 四 大学及びその附属試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。)
 - 五 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限り、前二号に該当するものを除く。)
- (参照)規則 第1条第7項第1号から5号まで

以上の法律、施行令、規則に鍼灸院の記載はありませんが、環境省マニュアルの解説では施行令別表第一、第二のことを以下のように解説しています。「令」とは「施行令」の事です。

1 令における「感染性廃棄物」(広義の「感染性廃棄物」。令別表第1の4の項の下欄参照。)は、医療行為等により廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのあるものである。本マニュアルでは、そのうち、特に医療関係機関等から発生するものを「感染性廃棄物」(狭義の「感染性廃棄物」と称することとする。感染性廃棄物は、特別管理廃棄物の一種であり、具体的には、「1. 4 感染性廃棄物の判断基準」により判断されるものである。



- 2 一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物であり、医療関係機関等からは紙くず、包帯、脱脂綿等が発生するがこれらのうち感染性廃棄物であるものを感染性一般廃棄物という。
- 3 産業廃棄物は、法で6種類、令で14種類の廃棄物が定められており、医療関係機関等からは血液(廃アルカリ又は汚泥)、注射針(金属くず)、レントゲン定着液(廃酸)等が発生するが、これらのうち感染性廃棄物であるものを感染性産業廃棄物という。(4～5省略)

(参照)環境省マニュアル

記載の脱脂綿、注射針(金属くず)、血液は鍼灸院でも関連ある廃棄物になります。
次の判断基準で私達が使用する鍼が感染性廃棄物となる文言が環境省マニュアルに記載されています。

1. 4感染性廃棄物の判断基準

感染性廃棄物の具体的な判断に当たっては、1、2又は3によるものとする。

1 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液(精液を含む。)(以下「血液等」という。)
- (2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物(摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等)
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

(2排出場所の観点～3感染症の種類の観点中略)

いずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者(医師、歯科医師及び獣医師)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

(参照)環境省マニュアル

鍼は鋭利なものであり使用後、体液、血液が付着しています。未使用のもの、血液が付着していないもの又は消毒等により感染性を失わせたものであっても、感染性廃棄物と同等の取扱いと記載されていることにより、鍼灸院は法律第2条第5項の「特別管理産業廃棄物」を排出する事業所となります。

次に感染性廃棄物については、認可された中間処理業者に委託するまでの分別、保管、について記載します。

○分別について

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(参照)法律第3条

感染性廃棄物は、発生時点において、他の廃棄物と分別して排出するものとする。

(参照)環境省マニュアル

環境省マニュアル記載の分別は、鋭利なものは他の廃棄物と分別する。排出業者の処理過程での事故防止のため、その容器には他の有害物質を混入させないような分別が必要と記載されています。

容器については、施行令や規則に密閉できて、収納しやすく、損傷しにくいものを使うことと記載されています。環境省マニュアルの解説によると、そのことは落下などにより内容物が飛び出したり、容器を突き破って針刺し事故に繋がらないように配慮することに繋がると記載され、また長期間保管する場合は、鋭利なものにも対応する容器を用いることが記載されています。施設内で感染性廃棄物を移動させるときや容器への移し替えを行う場合にも飛散しないように十分に注意することと解説されています。



豆知識 一般廃棄物、産業廃棄物の違いは処分において責任の所在が違います。一般廃棄物は自治体、産業廃棄物は事業者の責任になります。ただ産業廃棄物の中に一般を含めても構わないという記載もあります。

○保管について

2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(参照)法律第12条の2第2項

保管に関する基準は、環境省令での記載が多いため、要約された環境省マニュアルの一部を記載します。

- 1 感染性廃棄物が運搬されるまでの保管は極力短期間とする。
- 2 感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、感染性廃棄物は他の廃棄物と区別して保管しなければならない。
- 3 感染性廃棄物の保管場所には、関係者の見やすい箇所に感染性廃棄物の存在を表示するとともに、取扱いの注意事項等を記載しなければならない。

(参照)法律第12条の2第2項、規則第8条の13

感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱い際に注意すべき事項を表示するものとする。

(参照)施行令第6条の5第1項第1号、規則第1条の10

最低限、容器には感染性廃棄物が入っていることが分かるように表示する必要があります。

○収集、運搬、処分について

保管された鍼は処理業者に運搬、処分を以下の法律に基づいて依頼します。

医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に委託契約を締結しなければならない。

(参照)法律第12条の2第6項、令第6条の6

鍼灸院においては中間処理が行われないことがないため、必然と特別管理産業廃棄物処分業者等に委託して処理するようになります。

豆知識 中間処理とは焼却設備、溶融設備、滅菌装置、消毒を行うことにより、廃棄物の感染性を失わせる作業を言います。

医療関係機関等は、感染性廃棄物が処分されるまでの責任を負うため、感染性廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物処理業者に委託する場合は、受託者が都道府県知事から感染性廃棄物の収集運搬又は処分の業の許可を受けた者であることを確認しなければならない。

また、委託に当たっては、業者が提出した許可証の写し等により、必ず次の事項を確認すること。

(1) 業の区分(収集運搬業、処分業)(2) 取り扱うことのできる廃棄物の種類(許可品目に「感染性産業廃棄物」が含まれていること。)(3) 許可の条件(作業時間等)(4) 許可期限 (5) 運搬の委託の場合には、業者が積替え又は保管を行うかどうか及び行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地、保管できる廃棄物の種類及び保管上限 (6) 処分の委託の場合には、処理施設の種類及び処理能力 (7) その他を確認する。

さらに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱い際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。

(参照)法律第12条の2第5項及び第6項、施行令第6条の6

その場合の委託契約書には施行令第6条の6、規則第8条の16、第8条の16の2、第8条の16の3の記載内容(感染性廃棄物の種類、量。運搬最終目的地の所在地。処分または再生の場所の所在地、その方法、施設の処理能力。中間処理後の最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力。委託契約の有効期間。支払う料金。受託者の許可を有する場合の事業の範囲等他数項目)を記載した契約書を交わす。

医療関係機関等は、その委託契約書及び添付された書面をその契約の終了の日から5年間保存しなければならない。

(参照)規則8条の16の4

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等

1医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合、感染性廃棄物を引き渡す際に、定められた様式による紙マニフェストに必要な事項を記入して交付しなければならない。

(参照)法第12条の3第1項

2医療関係機関等は、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処理されたことを、処理業者から返送される紙マニフェストの写しにより確認しなければならない。

(参照)法第12条の3第6項

医療関係機関等は、運搬終了又は処分終了並びに最終処分終了の通知を受けたと医療関係機関等は、運搬終了又は処分終了並びに最終処分終了の通知を受けたときは、当該運搬又は処分並びに最終処分が終了したことを当該通知により確認しなければならない。

(参照)法律第12条の5第6項

上記冒頭では、院外での感染性廃棄物の運搬にも許可を受けたものしか出来ないという事です。各治療所が持ち寄って廃棄依頼することは出来ません。以上のことから鍼の廃棄に関しても法律等で厳しく規制されますので、私達と処分業者は適正に処理しなければなりません。

このことから本会HPで紹介している業者は、県から認可された、“収集運搬・中間処理業者”になります。許可書のコピーの添付や上記のことが委託契約書に記載され、5年間の保存を依頼されます。産業廃棄物管理票（マニフェスト）も交わし、破碎・滅菌・乾燥の処理を行い、最終処分場に運搬され埋立しますので安心してご契約下さい。

違法な廃棄をすると罰則が設けられています。

<p>第五章 罰則</p> <p>第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>(第一号から第十三号まで省略)</p> <p>十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者</p> <p>(第十五条から第十六条まで省略)</p> <p>2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。</p>	
<p>第四章 雑則</p> <p>(投棄禁止)</p> <p>第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。</p>	(参照)法律第25条第1項、第2項、法律第16条

参考に厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知として各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて「感染性廃棄物の適正処理について」（公布日：平成7年4月14日 衛産47号）から、記載の文章と資料を抜粋しておきます。

(前略)この度、警察庁より、平成七年一月に約二八〇の医療機関等から排出された感染性廃棄物を無許可で受託処理していた業者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法律」という。)違反で摘発し、同年二月に処理委託を行った医療機関等を書類送検した事例について情報提供があったところである。

については、今後こうした感染性廃棄物の不適正処理が生じないよう、感染性廃棄物の排出事業者である医療機関等及び感染性廃棄物を取り扱う特別管理産業廃棄物処理業者に対して、今後とも法律の規定に基づきその適正処理が図られるよう指導方よろしく願います。(後略)



[参考資料]

最近の感染性廃棄物事件

	検挙年月	事件名	事件概要等
1	H4. 7	注射針等の不法投棄事件	開業医が、地下鉄のごみ箱に注射針等を不法投棄したもの。
2	H5. 2	注射針等の不法投棄事件	開業医が、それまで、自分で行っていた焼却処分が面倒になり、注射針等を近くの駐車場に不法投棄したもの。

3	H5. 2	注射針等の不法投棄事件	医師をしていた父親が死亡し、その息子が注射針等を不法投棄したもの。
4	H5. 2	感染性廃棄物マニフェスト偽造事件	産業廃棄物収集運搬業者が感染性廃棄物の不適正処理を隠蔽するためマニフェストを偽造し、病院、医院等に対して適正に処理したごとく装って提出していたもの。
5	H5. 7	委託基準違反事件	開業医が、注射針等の感染性廃棄物を、正規の許可業者より処理費が安いとの理由から、一般廃棄物処理業の許可しか有していない業者に処理委託したもの。
6	H6. 4	人工透析器具の不法投棄事件	医院長が、処理費節減を理由に、人工透析器具を看護婦に指示して、一般廃棄物に混入させ、市の不燃物ごみ集積場所に不法投棄したもの。
7	H6. 7	輸血セット等の不法投棄事件	病院長が、血液残存の輸血セット等を看護助手をして、県のごみ集積場所に不法投棄したもの。
8	H6. 9	血液在中採血管の不法投棄事件	病院長が、違法性を認識しながらも漫然と、血液在中のガラス採血管を一般廃棄物に混入させ、ごみ集積場所に不法投棄したもの。
9	H7. 1	委託基準違反事件	開業医が血液の付着した注射器を無許可業者に処理委託したもの。

最後に、鍼を廃棄し一枚でも産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取り交わしがあった場合は、施術所の所在地を管轄する都道府県又は廃棄物処理法上の政令市（松山市内の事業所にあつては、松山市）に対して産業廃棄物管理票交付等状況報告書に記入し、翌年の4月1日から6月30日までに報告を行う義務があります。報告書や記入例は各保健所に用意されていますので管轄保健所HPまたは問い合わせをお願いします。

以上のように、はり師の廃棄物について十分理解し鍼の取り扱い、処分の方法を適切に行っていただく事を願います。

また、法律の専門家でもありませんので解釈の間違ひがありましたら、ご教示いただけたら幸いです。